

様式第96（第211条関係）

（表 面）

第 号

ガス事業法第172条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

写
真

押
出
ス
タ
ン
プ

経済産業大臣（電力・ガス取引監視等委員会委員長、経済産業局長、産業保安監督部長、都道府県知事又は市長）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格B 8とする。

（裏 面）

ガス事業法抜粋

第172条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第54条若しくは第54条の4から第54条の7まで又は第80条若しくは第80条の4から第80条の7までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第201条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

十三 第172条第1項、第2項又は第4項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第202条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四 第172条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。